

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施状況

幾春別川総合開発事業検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 24 年 10 月 25 日までに検討の場を 4 回開催した。

第 1 回検討の場において確認された検討の場の規約を P6-10～P6-11 に示す。また、表 6.1-1 はそれぞれこれまでの検討の場の開催状況を示す。

(2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

平成 22 年 12 月 20 日に開催した第 1 回検討の場から平成 24 年 10 月 25 日に開催された第 4 回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

1) 第 1 回検討の場

〔北海道〕田中土木局長（代理）

- ・北海道としては、これまでもダムに対する熱い熱意を持たれている方、抜本的な治水対策を望まれている方、ダムに対していろいろな考えをお持ちの方の意見も伺い、知事も2度ほど意見を伺ってきたところ。
- ・幾春別川総合開発計画は、長い年月をかけてここまで積み上げられ、治水に対する思い、利水に対する思いは変わっていないと思うので、今回の検討をできるだけ早く進めていただくこと、この事業に対して広く地域の意見を伺い対応方針を決めていただくことをお願いしたい。

〔札幌市〕吉岡建設局理事（代理）

- ・札幌市が今日の発展を見たのも、治水の成果によって、大きな被害が過去になかったことも要因の一つと思われ、開発局初め、上流域の地元の自治体のご苦勞があったのことで、この場をかりて感謝と敬意を表する次第。
- ・石狩川の治水事業は大変重要な事業だと認識しており、また幾春別川の事業についても、治水の観点あるいは利水の観点からも大変重要だと認識している。この度のこの議論はお金の使われ方が適当なのかという全国的な流れの中で検証が始まっており、市民あるいは流域住民への説明のチャンスととらえて、ダムの代替としての施策が成り立つのかどうかを、この場で正々堂々と検証していくことが大切だと思う。

〔岩見沢市〕吉成建設部長（代理）

- ・幾春別川には既存のダムがある。国は今、財政的に厳しい中で、いろんな公共物に

対して長寿命化やストック活用をしきりに言っており、我々自治体もそういったことを考えている。そういった観点からも既存のダムを利活用することを第一に考えるべき。

- ・ 幾春別川は1秒間に1,100m³の水をコントロールする計画が立っているが、岩見沢市の場合、幾春別川はまちの中を流れており、仮にダムがこのままだと、河川断面を大きくしたり、堤防をつくるなどしなければならず、まちを壊す形となる。既存のインフラをまた一から作り直す、まちを作り直すということにもなりかねず、治水、利水だけではなく、まちづくりそのものの根幹が揺らぐことも懸念される。

〔江別市〕三好市長

- ・ 江別市も石狩川だけでなく、夕張川と千歳川が合流しており、過去にも随分水害があり、市民にとっても水害対策は大変重大な関心事になっている。上流域での治水対策がしっかりできれば、下流域でも安心できると思うので、万全の治水対策をお願いしたい。
- ・ ここ数年間でゲリラ豪雨が随分起きているが、ゲリラ豪雨を検証したものがあれば、今後検討する時点で資料を出していただきたい。
- ・ 流木が流れてきて、港湾、海の関係も含め地域で大変な被害がある。ダムが流木被害から地域を守ったといったデータがあれば、次回検討する際に資料をいただきたい。

〔三笠市〕小林市長

- ・ 三笠市は、水害の洗礼を受け大変厳しい環境に置かれていたが、昭和32年に桂沢ダムが完成し、これで水害が終わったと市民全体で盛り上がり、感謝した。しかし、その後今日まで約7回の水害に見舞われ、特に昭和41年、昭和50年、昭和56年の水害では甚大な被害を受け、死者まで出した。桂沢ダムができたのになぜだという市民の思いが実り、当時の計画では平成16年にかさ上げが全て完成する予定であったが、法の改正あるいは時代に即応した点検等もあり、今日まで延びた。いよいよ半分ぐらいでき上がった段階で見直しの対象になるのは、地元の者として大変遺憾に思っている。
- ・ 有識者会議の中でも、今後の対応の一つとしてかさ上げが有効であるとの話がある。今ある現存のダムをかさ上げし、あわせて最大の支流である奔別川に洪水対策用のダムをつくるという事業であるので、地元の者としては、今回見直し対象になったことは非常に大きな怒りとして感じている。最近の集中的なゲリラ豪雨と言われる現象が全国各地あるいは世界規模で起きており、きめ細かく各自治体の実態を聴取して欲しい。
- ・ 上流が被害を受けるということは、当然その水は下流に行くわけで、岩見沢以下下流の自治体において上流を上回る被害が起きてきたということも歴史の上で明らか

- かになっており、今後積極的にそういった部分の資料提供をお願いしたい。
- ・ 三笠市の行政面積は約3万ヘクタールで、そのうち傾斜地が圧倒的に多い。もともと石炭を掘り出すまちとして形成されたため、山合いにある。総面積のうちの3.2%しか居住地域はない。仮に昭和56年のように300ミリを超える雨が降れば、一気に一番低い幾春別川に集まってくる。ざっと計算しただけで1億トンの水が幾春別川に1日ないし2日で集まる。高さにすれば約1メートルに近い水が集まる。対策として堤防を上げるとすれば、まちそのものがなくなってしまう状況であり、等高線が入った三笠の行政区域内の地形図を用意していただきたい。また、過去7回の水害で冠水を受けた地域はどれほどの面積なのか、地図上に落とした資料をお願いしたい。
 - ・ 中間報告の中には非常に難しく独特な専門用語があり、我々一般の者にとっては理解しがたい言葉が多いので、簡単で構わないので解説文も、用意していただきたい。
 - ・ 三笠市では過去に12回の取水制限を行っており、これによる農業被害のデータもお願いしたい。
 - ・ 桂沢ダムでは、水力発電を2カ所でやっているが、水力発電を今後、日本の温暖化対策の一環として、国としてどんな位置づけにしようとしているのか、クリーンエネルギーの問題についても資料を提出していただきたい。
 - ・ 昭和41年の水害の際には、桂沢ダムは放水をしなかったが、それでもあれだけの被害があった。当時の資料を見ると、あと数時間あの雨が続けばダムの崩壊につながるということで放水しなければならないという記載があった。当然、最悪の事態すら予想できたわけで、放水の基準あるいはどういう状況において放水すべきなのか、過去のデータについての資料も提供していただきたい。

〔当別町〕滝本建設水道部長（代理）

- ・ 昭和56年の災害では、当別町もかなりの浸水面積が出て、農地または酪農に関して非常に被害を受けている。牛や馬が流されていくのを酪農家の方が涙を流しながらみていたという状況もあり、死者も1人発生した。地元の思いが非常に強く、お金にはかえられない部分がある。実際に災害を受けると、水は1日で引くが、農地が冠水すると、何年も復興にかかるということもあり、それらの思いもこのような検討会の中で討議されれば大変ありがたいと考えている。

〔新篠津村〕白木副村長（代理）

- ・ 新篠津村も洪水と戦って今の歴史があり、幾春別川の下流の地域ということもあって、この川を生かしたいいろいろなまちづくりを行っている。ダムができたから今後洪水にならないということにはならないが、岩見沢、北村の遊水地計画も早期に解決すれば、下流の洪水にもある程度歯どめがかかると思う。

2) 第2回検討の場

〔岩見沢市〕渡辺市長

- ・ 26項目の対策について理解はできるのだが、幾春別川全体あるいは石狩川全体、さらには地域の事情を考えたときの意見を求められても、的確な返答はできない。複数の治水対策案の立案については、より具体的に地域事情を勘案して、例えば岩見沢市の場合はこのような案で考えているというような案を示していただき、原々案のような形で議論したほうが、より具体的な話し合いができると思う。

〔三笠市〕小林市長

- ・ 治水対策案の「遊水地」「部分的に低い堤防の存置」「二線堤」などは、洪水を一旦容認するものであり、このような洪水を前提とする対策案は、家屋の浸水や畑・水田の冠水等いろいろな支障を来し、地元としては到底納得できるものではない。
- ・ 「引堤」「モバイルレビーを含む堤防のかさ上げ」「輪中堤」などの対策案も、まちづくりの視点から考えれば、形態そのものが大きく変化するので、到底納得できるものではない。
- ・ 「決壊しない堤防」「決壊しづらい堤防」などは、技術的にまだ確立されていないという話も聞き、いつできるかわからない状況の中で代替案として検討していくのはおかしいのではないか。
- ・ 「高規格堤防」は、都市部では完成までに何十年もかかるという報道もあり、治水対策の完成に要する期間が何年くらいと想定して検討していくのか。対応が長くなればなるほどその間にまた水害が起きるのではないか。
- ・ 「宅地のかさ上げ」「ピロティ建築」「水害保険」等の対策案にかかる経費などをだれが持つのがはっきりしない中で、対策案を検討することは意味のないものになるのではないか。
- ・ 今回の再評価実施要領細目における治水対策の方策として出された26項目の考え方として、人命を軽視しているととらえざるを得ないものがある。水害保険の適用、つまり、何らかの災害があった場合に保障するという考え方自身に問題があり、人命にかかわる問題も既に過去に起きているので、速やかに施設を整備して国民を守るという国家の役割を果たしていかなければならないのではないか。
- ・ 幾春別川総合開発事業は、集中豪雨を想定し、ダムをかさ上げして水を蓄えるほかに、湧水状況を防ぐといった意味もある。昭和32年に桂沢ダムが完成した後も湧水が起きている。また、桂沢ダムの下流の最大の支流にぽんべつダムをつくることは、支流からの水によって三笠市が洪水になるのを防ぐ意味を持ち、ただ単に桂沢ダムのかさ上げだけが幾春別川総合開発だということにはならないという認識をもう一度しっかりとかみしめていかなければならないと思っている。
- ・ 堤防を高くして幾春別川にのみ込めるようにする、内水は水をくみ上げて対応するという意見があるが、それではまちそのものが成り立たない。三笠のような谷まち

- で大量の水が出れば一気に幾春別川の水位が上がるのが当然予想される。
- ・ 今回の幾春別川総合開発事業は、新桂沢ダム、三笠ぼんべつダムの2ダムだけがひとり歩きしていると思わざるを得ない。桂沢ダムをかさ上げすることはどういう意味を持っているのか、また、ぼんべつに穴あきダムをつくることはどういう目的を持っているのか、過去の治水という意味では、この2ダムだけではどうにもならない部分が想定される。そのために、堤防をどの地区にどれだけの高さにするのか、あるいは河道を掘削して川底を低くしていくのかを含めて幾春別川総合開発であるという認識にならないと、一部の議論だけになってしまうのではないかと思う。
 - ・ 三笠のまちが洪水になるということは、水の量が多くなるわけであり、すなわち下流になればなるほどそういう状態になるという点も考えていただきたい。
 - ・ 今回の検証は、厳しい財政状況の中で、本当にそれだけの金をかける必要があるかを議論することが考え方の根底にあると思う。ダムありきの発想を改めようということだと思うが、河川法の改正や環境アセスメントの問題、地元や専門家の意向を含めながら、幾春別川総合開発事業は10年を超える時間をかけてようやく決まって工事が始まり、半分まで来て再度見直せと言われたときに、今までやってきたものどこが悪いのかと地元としては言わざるを得ない。しかも、昭和32年に桂沢ダムが完成して以来、三笠市だけでも大小含めて7回の水害があり、人命まで落としているという現実がある。一番ひどかった昭和41年、50年、56年の当時の新聞記事を見直せば、幾春別川総合開発がいかに間違いのないもので、計画に妥当性があり、流域や地域の人たちに対する安心・安全な生活の場を供給しているかがわかると思う。
 - ・ 今回の検証は幾春別川総合開発事業を確認し、誤りのなかった計画であることをこの会議の場で各市町村の代表が確認していただければ大変ありがたい。
 - ・ 一旦水害が発生すると復旧までに半年も1年もかかる。水が引いたら終わりではない。
 - ・ 農業用水の場合、水稲などは、水田の水温が非常に影響する。空知、石狩を含めて農業は、基幹産業的な要素がかなりある。低温の時には水を深くして稲の根を温めることにより病気や冷害を防いだり、温暖化を考えると、本州、九州、四国も含め高温障害が現実として米の品質に影響を与えていると言えるわけであり、農家にとっての利水を考えてみる必要があると思う。
 - ・ 井戸水は現実的ではなく、三笠市の場合、特に下に非常に固い岩盤があって、保水性がない。明治15年に開村した際、水をどうするかが問題となり、井戸を掘っても水が出なかったため、ヌッパの沢から木管を通して、北海道で一番先に水道施設をつくり上げた。そういう経緯から、井戸を掘って水を使う方策は非常に厳しいと思う。
 - ・ 利水はここに書かれている以外にもたくさんあり、住民や地域が利益をこうむる部分がたくさんあるので、ぜひきめ細かく出していただきたい。

〔石狩市〕田岡市長

- ・特に利水代替案は、基本的に非常に難しいのではないかと思います。例えば、水利権や既存水源に関する調整が行われていない中で、果たして現実的なたたき案としてこの場で議論できるのか。予算をどう見るか、あるいは、一つの代替案が成立するとして、今まで整備したものはどうするのか。特に石狩湾新港地域においては、水道水源と工業水源が違う。受ける利益は同じだが、一つは国の事業、一つは道の事業であり、当別ダムが既に最終段階に入っている状況で、2つのダムを調整するのは余りにも状況が違うだけに、さまざまな問題があると思う。ある種の限定的な議論をやっていかないと、非常に難しい問題を起こすのではないかと懸念している。
- ・各首長は地域を抱えながら、現実の行政を進めている。そこにリアリティーのない26項目、13項目というのがマニュアル化されて出てきて、相当限られた時間であえて一から、国の指示によってマニュアルを踏んでいかななくてはならないというところに、各首長はみな違和感を感じていると思う。次回はこの地域に合うものとして現実的な形で相当絞り込んできたほうが、議論が非常に具体的に見えてくるのではないか。

〔当別町〕近藤副町長（代理）

- ・当別町は石狩川の最下流部に位置しており、石狩川が増水すると、1週間から10日ぐらいは高い水位が継続する状況になり、農地に浸水すると作物はだめになる。特に当別町は国の政策に協力しており、転作率が約8割でほとんどの水田は畑作物をつくっているの、ここに浸水すると全滅という状況になる。
- ・現在石狩川については、河道掘削や河道拡幅あるいは河床掘削を行って水位を高くしない計画で進めていると聞いており、これからもそのような計画を進めてほしい。
- ・上流でダムをつくらないで堤防を強化したりすると、全部下流に水を流してしまうことになるので、その影響は当別町に来ると思っており、下流に影響のない、現在の流量、水位を変えない計画で事業を実施してほしい。
- ・三笠のまちの状況を聞くと、遊水地等も不可能で、おのずと対策は決まってくると思う。下流のことも考えて計画を立ててほしい。

3) 第3回検討の場

〔北海道〕下出土木局長（代理）

- ・北海道は一つ補助ダムを持っており、先月、道として推進という方向性を出して国交省に上げ、有識者会議の検討を待つ段階となっている。直轄のダムについても、国に上げる段階に来ていると思う。
- ・最近の気象状況は非常に変化が激しく、去年は旭川の天人峡で事故があったが、忠別ダム等の効果があったと思っている。そういった中でこういう対策については、地域の意見を十分聞いた上で、速やかに対応方針が判断されるよう切に願う。

- ・ 現行案についても、残事業費等の検討があったが、道を含め各市町村財政難であるので、事業費等の縮減についてさらなる工夫をしていただきたい。

〔岩見沢市〕吉成建設部長（代理）

- ・ 15の治水対策案について、案によって河道掘削の部分は変わってくるのだろうが、基本的に河道掘削がどの項目にも入っており、河川流量を確保するために河道掘削をするということだと思うが、岩見沢市内の幾春別川は既に河川改修が終わって堤防もなく、高水敷もない中で河道掘削をすると補償や用地取得や橋梁の架け替え等が出てくると思われる。街の基盤整備が終わっている中でもう一度作り直すということにならざるを得ない。河川改修は下流から淡々と行われてきて、岩見沢市は既に改修が終了しているという住民の意識が強い中で、改めて河川の断面を広げることになると、社会的に与える影響が非常に大きく、住民の理解は得られにくいと考える。また、概算費用が出ているが、費用が安いからといって、単純に代替案ということにはならず、事業が完了するまでの期間が10年、20年かかるようだと、地域に与える安心・安全という意味ではいかななものかと思う。

〔江別市〕久田建設部長（代理）

- ・ 石狩大橋の地点で11,700m³/sという数字をベースに考えているが、ダム以外の治水対策案について、11,800m³/sという数字が並んでいる。この100m³/s分について、具体的な安全度をどう確保するかという問題が明確にならないと、下流域で大変な洪水に遭った者として、極めて現段階では納得しがたい。
- ・ 石狩川の河道掘削で考えていくという表現もあるが、具体的な内容が明確にならないと、承服しがたい。

〔三笠市〕小林市長

- ・ 事業費835億円については、基本的には平成15年の物価価格を基礎に算出している。今回、ダムの見直しによって約2年間進まなかったことを考えると、工事が延びたことに伴い事業費が約11億円増加したと解釈している。今後、検証により更に工期が延びる場合、年間、新桂沢ダムで4億円、三笠ぼんべつダムで2億円、合わせて6億円の事業費が増えていくということになる。地域住民あるいは流域住民の安全の確保、金額の面からできるだけ早く事業を進めていただきたい。
- ・ ここ最近、九州、四国、中国地方を襲っている大雨は、単位時間当たり80mmを超えているものもあり、北海道がいつそういう豪雨に襲われるとも限らないので、できるだけ早く事業を進めていただきたい。
- ・ 現河川整備計画と同程度のお金がかかる「ダム操作ルールの見直し」については、今までと同じ貯水量でそれ以上降った分については放流するということであり、ゲリラ豪雨のように短時間に相当の雨が降り、そしてある一定の水量をオーバーした

ものについてダムから放流することになると、下流の河道を新たにつくるか、かさ上げするか、川幅を広げるかなど、いろいろなことが関わってくる。そうすると当然、道路や橋の付け替えなどの課題が出てくる。三笠市は沢まちであり、河道を広げることで、河川に近いところに住んでいる人たちへの補償問題が出てきて、全国的な例をみると最後には裁判沙汰になる。5年も10年もかかるということになれば、計画は遅々として進まず、経費はどんどん増えてきて、事業費の中に上積みされることになる。

- ・「ダム操作ルールの見直し」は、実施に当たっているいろいろな問題が発生してくることから、完成までの期間を更に延ばすことにもなりかねず、現計画が一番妥当ではないかと考える。ダムのかさ上げなしでダムの操作ルールを見直すということだけでは、到底問題の本質は解決されないと思う。
- ・防災あるいは利水を考え、改めて新桂沢ダムは多目的ダムであるということをきちんと認識しなければならない。明治の時代から、真剣に幾春別川総合開発計画が考えられてきて、念願がかなって昭和32年に現在の桂沢ダムが完成したときは、地域住民もやっと水害から解放されると喜んだ。ところが、昭和36年、41年、50年、56年と、他にも大小合わせて7回の水害がこの流域の住民を襲い、開発計画が再度見直され、平成16年に新桂沢ダムを完成させるということとなった。その後いろいろな事情で延び延びとなり、そしてここへ来て、半分以上でき上がった段階で見直しをするということ自体が、全く現場の事情を知らないで頭越しにやるという国のやり方に対して、住民はものすごく反発している。
- ・見直しをしている間に、もし水害があって人災があったならば、だれが責任を負うか。当時の大臣一人の問題ではない。国として補償しなければならない。
- ・幾つかの案を検討した結果、どれも現行案よりも時間と金がかかることから、おのずと当初計画した案以外の案はあり得ないと思う。そのことをぜひこの会議での総意としてとらえていただきたい。

〔石狩市〕田岡市長

- ・できるだけダムに頼らない治水へというのが一つのきっかけであったが、説明のすべてがダムは最善という方向に限りなく向かっているということは、そもそも原点が必要だったかどうかという議論をぶり返さなくていいのか。
- ・全国も同様に、他の方法案に非常に時間をかけ、実質的にこの見直し期間によって更に費用が増額したということで、そもそもその手法に妥当性があったのか、見ていると本当に分かりにくいと思う。
- ・海水を70kmも上に入れる案は本当に現実感がないだけに、この間に苦労した問題はこれから国に上がってどう処理するのか。
- ・これほど選択の道が少ない当プロジェクトに対して、中止が明確に見えているダムと同じ全国一律の基準で検討を進めて、結果として工事を延ばすことになるリスク

のほうがはるかに大きいのではないかと思う。洪水対策あるいは水対策は何百年にわたる土台の中でつくられてきていることを考えると、今回のような短期的な評価以外の、文化的な評価や地域の歴史的な評価を全く無視してやっていいものかと思う。

4) 第4回検討の場

第4回検討の場終了後に記載

表 6.1-1 検討の場の開催状況

| 月 日 | 実 施 内 容 | |
|----------------------|-----------|---|
| 平成 22 年 12 月 20 日 | 第 1 回検討の場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規約について ・ 今後の検討の進め方について ・ 流域の概要について |
| 平成 23 年 2 月 28 日 | 第 2 回検討の場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の検討の場の補足説明 ・ 複数の治水対策案の立案について ・ 新規利水の観点からの検討について ・ 流水の正常な機能の維持の観点からの検討について |
| 7 月 8 日 | 第 3 回検討の場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ダム事業等の点検について（総事業費、工期、堆砂計画） ・ 複数の治水対策案の立案及び概略評価について ・ 複数の利水対策案（新規利水及び流水の正常な機能の維持）の立案及び概略評価について ・ パブリックコメントの実施について |
| 平成 24 年 10 月 25 日 | 第 4 回検討の場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ダム事業等の点検について(雨量等データ点検) ・ パブリックコメントの結果について ・ パブリックコメント等を踏まえた治水対策案及び利水対策案の立案及び概略評価(案)について ・ 治水対策案及び利水対策案の評価軸ごとの評価(案)について ・ 幾春別川総合開発事業の目的別の総合評価（案）及び幾春別川総合開発事業の総合的な評価（案）について ・ 意見聴取の進め方について |

幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

(名称)

第1条 本会は、「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体による幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「再評価実施要領細目」という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、国土交通省北海道開発局をいう。検討主体は、再評価実施要領細目に基づき、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第4条 検討の場は、別紙で構成される。

- 2 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第5条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場は傍聴することができる。なお、傍聴者は意見を述べることはできない。
- 3 検討の場に提出した資料は、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料は、検討の場の構成員の過半数の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 検討の場の事務局は、国土交通省北海道開発局建設部及び札幌開発建設部に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第7条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月20日から施行する。

「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

北海道知事

札幌市長

岩見沢市長

美唄市長

江別市長

三笠市長

石狩市長

当別町長

新篠津村長

【検討主体】

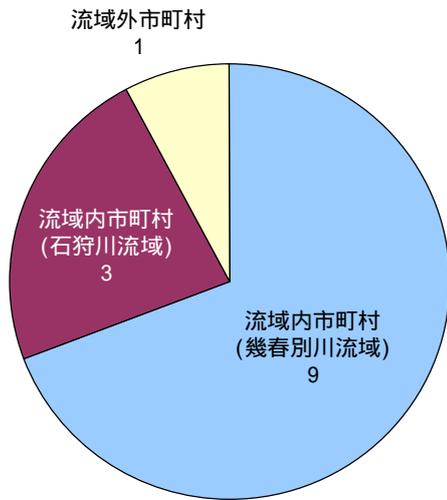
北海道開発局長

(注) 代理出席を認めるものとする。

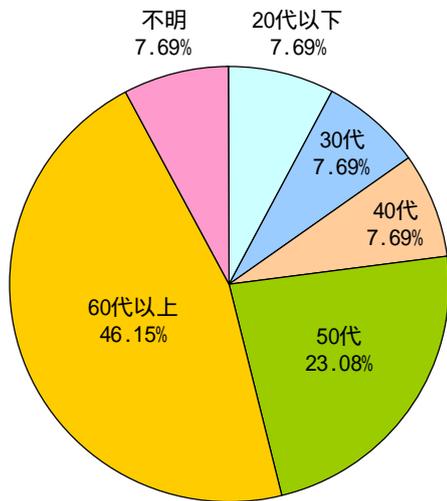
6.2 パブリックコメント

幾春別川総合開発事業検証においては、関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている主要な段階である、複数の治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案を行った段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおりである。

- 1)意見募集対象 :「第3回検討の場で立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案」及び「第3回検討の場で示した複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見」
- 2)募集期間 :平成23年7月11日(月)～平成23年8月10日(水)
- 3)意見の提出方法 :郵送、FAX、電子メール
- 4)資料の閲覧方法 :北海道開発局「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」ホームページ掲載
閲覧場所 :国土交通省北海道開発局札幌開発建設部 河川計画課
札幌開発建設部 札幌河川事務所
札幌開発建設部 岩見沢河川事務所
札幌開発建設部 江別河川事務所
札幌開発建設部 幾春別川ダム建設事業所
- 5)意見提出者 :13(個人12、組織1)のご意見を頂いた。
意見提出者の流域内市町村別、年代別、性別の割合を以下に示す。
- 6)パブリックコメントに寄せられたご意見 :
パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、幾春別川総合開発事業検証の参考とした。

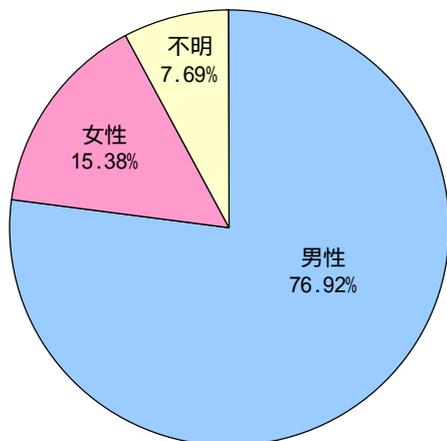


| | 意見数 |
|-----------------|-----|
| 流域内市町村 (幾春別川流域) | 9 |
| 流域内市町村 (石狩川流域) | 3 |
| 流域外市町村 | 1 |
| 計 | 13 |



年代別意見数

| | 意見数 |
|-------|-----|
| 20代以下 | 1 |
| 30代 | 1 |
| 40代 | 1 |
| 50代 | 3 |
| 60代以上 | 6 |
| 不明 | 1 |
| 計 | 13 |



性別意見数

| | 意見数 |
|----|-----|
| 男性 | 10 |
| 女性 | 2 |
| 不明 | 1 |
| 計 | 13 |

図 6.2-1 意見提出者の属性

表 6.2-1 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.1

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|------------------------------|--|--|
| 【具体的な治水対策案のご提案】 | | |
| 該当無し | | |
| 【複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見】 | | |
| 治01 等 | <p>幾春別川総合開発事業を含む治水対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新桂沢ダムは、既設の桂沢ダムのかさ上げで環境への負担が小さい。 ・現計画は、用地等の問題もなく最適と思われる。 ・ダムを建設する場合、建設費の増高を防ぐため工期短縮が重要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)持続性(略)5)柔軟性(略)6)地域社会への影響(略)7)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・ダム建設に伴う環境への負担については評価軸「環境への影響」において、用地等の状況については評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1」に示しています。 ・また、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたっては、工期短縮に対して最大限の努力をすることとしています。 |

表 6.2-3 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.3

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------|--|--|
| 治03 | <p>検証の進め方に対するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の検証においては、幾春別川総合開発事業を中心に、できるだけ効率的に検討を進めていただきたい。 ・予断なき判断を行い、早期に事業着手すべき。 ・代替案について、事業コスト、実施スケジュール、流域への影響、環境への影響などが比較できる資料を早期に提示すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の幾春別川総合開発事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)持続性(略)5)柔軟性(略)6)地域社会への影響(略)7)環境への影響」と規定されています。これに基づき実施スケジュールについては評価軸「安全度」の「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」において、事業コストについては評価軸「コスト」において、流域への影響については評価軸「地域社会への影響」において、環境への影響については評価軸「環境への影響」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-1、資料5-1」に示しています。 ・なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 |

表 6.2-5 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.5

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|--------------------------------|--|---|
| 【具体的な新規利水対策案のご提案】 | | |
| | 該当無し | |
| 【複数の新規利水対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見】 | | |
| 利01 | <p>幾春別川総合開発事業を含む新規利水対策案について</p> <p>・コスト面や老朽化した桂沢ダムの補強等を考えると桂沢ダムの嵩上げが最も現実的である。</p> | <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)1)目標(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)持続性(略)5)地域社会への影響(略)6)環境への影響」と規定されています。</p> <p>・これに基づき、新規利水対策案のコストについて、評価軸「コスト」において評価しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-2.3」に示しています。</p> <p>・なお、桂沢ダムは完成からおよそ55年経過しておりますが、現行の河川管理施設等構造令を満たしており、また、適切に維持管理を行ってきたため、ダムとしての機能に支障は生じていません。</p> |

表 6.2-6 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.6

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------|--|---|
| 利02 等 | <p>幾春別川総合開発事業を含まない新規利水対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな案に関しては非現実的である。 ・代替案は、流域外との地域間調整やコスト、環境影響等の課題が大きい割に効果が小さいため採用すべきでない。 ・コストや効果等でダム計画以外の対策では対応できない。 | <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略) 河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせで検討する。」「概略検討により利水対策案(略) 抽出し、(略) 総合的に検討する。」「(略) 立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略) 1)目標(略) 2)コスト(略) 3)実現性(略) 4)持続性(略) 5)地域社会への影響(略) 6)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・幾春別川総合開発事業を含まない新規利水対策案については、同細目に示された13の方策を適用性などを考慮して組み合わせ、新規利水(水道用水)については7案を、新規利水(工業用水)については9案を立案しました。</p> <p>・これらの対策案について概略評価を行い、コスト、実現性の観点から、新規利水(水道用水)については2案を、新規利水(工業用水)については4案を抽出しています。また、流域外との地域間調整、コスト、環境影響、効果については、評価軸「地域社会への影響」の「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」、評価軸「コスト」、評価軸「環境への影響」、評価軸「目標」において評価しています。</p> <p>・上記の内容については、「第3回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4」「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-2.3、資料5-2.3」に示しています。</p> |

表 6.2-7 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.7

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------|---|--|
| 利03 | <p>地下水取水案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下発生の可能性や伏流水への影響など十分に把握できていない事が多く、他の対策を優先すべき。 ・地下水は安易に扱われている面があり、河川区域以外も含めた一元管理体制の整備が先に行われるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。」「概略検討により利水対策案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)1)目標(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)持続性(略)5)地域社会への影響(略)6)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・新規利水(水道用水)の検討においては、地下水取水案を立案し概略評価を行った結果、コストの観点から評価軸ごとの評価を行う対策案とはしていません。 ・新規利水(工業用水)の検討においては、地下水取水案を概略評価により抽出し、評価軸ごとの評価を行っており、地盤沈下、伏流水への影響について、評価軸「実現性」の「技術上の観点から実現性の見通しはどうか」、評価軸「地域社会への影響」の「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」、評価軸「環境への影響」の「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」において評価しています。 ・上記の内容については、「第3回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4」「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-2.3、資料5-2.3」に示しています。 |
| 利04 | <p>河道外貯留施設(貯水池)案(水道用水)、ダム再開発(掘削)案(水道用水)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画に対して、河道外貯留施設(貯水池)、ダム再開発(掘削)の対策は事業費がかかり過ぎる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。」「概略検討により利水対策案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)1)目標(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)持続性(略)5)地域社会への影響(略)6)環境への影響」と規定されています。 ・これに基づき、新規利水対策案のコストについて、評価軸「コスト」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-2、資料5-2」に示しています。 |

表 6.2-8 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.8

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------|---|---|
| 利05 | <p>既得水利の合理化・転用について</p> <p>・幾春別川水系の水利権を見直し、不要なものの廃止、転用の検証が必要。</p> | <p>・新規利水(水道用水)の概略評価において、関係する事業者に「既得水利の合理化・転用」にかかる事業予定等の見通しを聞いたところ、幾春別川において現時点ではこれらの見込みがないことを確認しており、「既得水利の合理化・転用」については実現性の観点から棄却しています。</p> <p>・新規利水(工業用水)の概略評価において、関係する事業者に「既得水利の合理化・転用」にかかる事業予定等の見通しを聞いたところ、由仁町上水道事業において既得水利の合理化をとまなう事業計画が予定されているとの回答があり、当該水利権を今後転用できる可能性があります。このほかには「既得水利の合理化・転用」にかかる事業予定がなく、これだけでは必要とする開発量に対して不足があることから、この不足分を地下水で取水する案として「既得水利の合理化・転用+地下水取水案」を立案し、評価軸ごとの評価を行っています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-2.3」に示しています。</p> |
| 利06 | <p>水源林の保全について</p> <p>・水源確保のため林地対策についても検討すべき。</p> | <p>・「水源林の保全」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、重要な方策であり継続していくべき方策と考えられるため、全ての新規利水対策案に組み合わせることとしています。</p> <p>・上記の内容については、「第3回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4」に示しています。</p> |

表 6.2-9 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.9

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------|--|--|
| 利07 | <p>検証の進め方に対するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水対策として2ダムを選定すれば、他の水源を検討する必要はなく、当初計画通りの多目的ダムとして水源を確保することで良い。 ・予断なき判断を行い、早期に事業着手すべき。 ・代替案について、事業コスト、実施スケジュール、流域への影響、環境への影響などが比較できる資料を早期に提示すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の幾春別川総合開発事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目においては、「(略)目的(洪水調節、新規利水(略)、流水の正常な機能の維持等)別に検討を行う。」と規定されており、これに基づき各目的別に検討を行っています。 ・また、同細目において、「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)1)目標(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)持続性(略)5)地域社会への影響(略)6)環境への影響」と規定されています。これに基づき実施スケジュールについては評価軸「目標」の「段階的にどのように効果が確保されていくのか」及び評価軸「実現性」の「事業期間はどの程度必要か」において、事業コストについては評価軸「コスト」において、流域への影響については評価軸「地域社会への影響」において、環境への影響については評価軸「環境への影響」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-2.3」に示しています。 ・なお、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 |
| 利08 | <p>桂沢ダムの堆砂、水質について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桂沢ダムは長年の堆砂により貯水容量も低下していると思われ、渇水期には水質の悪化により上水に影響が生じる恐れもあるため、早急な治水対策が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度までの桂沢ダムの堆砂実績において、桂沢ダムの貯水池運用に支障を来す堆砂の進行は生じていません。また、桂沢ダムにおいてはこれまでに取水停止に至るような水質の悪化は発生していません。 ・なお、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 |

表 6.2-10 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.10

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------|---|--|
| 利09 | <p>幾春別川総合開発事業への賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府が自然エネルギーへの転換を目指す以上、早期に安価に実施可能な桂沢ダム嵩上げ事業は着手すべき。 ・現在の計画で早く進め安心・安全を確保してほしい。 ・現計画をそのまま進めてほしい。 ・ダムかさ上げをすみやかに行う。 <p>等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の幾春別川総合開発事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 |
| 利10 | <p>水道用水の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活していくうえで、水道用水の確保は重要であり、そのための対策は必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。 |

表 6.2-11 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.11

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|---------------------------------------|---|--|
| 【具体的な流水の正常な機能の維持対策案のご提案】 | | |
| | 該当無し | |
| 【複数の流水の正常な機能の維持対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見】 | | |
| 流01 | <p>地下水取水案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下発生の可能性や伏流水への影響など十分に把握できていない事が多く、他の対策を優先すべき。 ・地下水は安易に扱われている面があり、河川区域以外も含めた一元管理体制の整備が先に行われるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)1)目標(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)持続性(略)5)地域社会への影響(略)6)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・地下水取水案の地盤沈下、伏流水への影響について、評価軸「実現性」の「技術上の観点から実現性の見直しはどうか」、評価軸「持続性」、評価軸「地域社会への影響」の「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」、評価軸「環境への影響」の「水環境に対してどのような影響があるか」「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-4、資料5-4」に示しています。 |

表 6.2-12 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.12

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------|--|---|
| 流02 | <p>既得水利の合理化・転用について</p> <p>・幾春別川水系の水利権を見直し、不要なものの廃止、転用の検証が必要。</p> | <p>・概略評価において、関係する事業者に「既得水利の合理化・転用」にかかる事業予定等の見直しを聞いたところ、幾春別川において現時点ではこれらの見込みがないことを確認しており、「既得水利の合理化・転用」については実現性の観点から棄却しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-4」に示しています。</p> |
| 流03 | <p>水源林の保全について</p> <p>・水源確保のため林地対策についても検討すべき。</p> | <p>・「水源林の保全」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、重要な方策であり継続していくべき方策と考えられるため、全ての流水の正常な機能の維持対策案に組み合わせることとしています。</p> <p>・上記の内容については、「第3回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4」に示しています。</p> |
| 流04 | <p>検証の進め方に対するご意見について</p> <p>・治水対策として2ダムを選定すれば、他の水源を検討する必要はなく、当初計画通りの多目的ダムとして水源を確保することで良い。</p> | <p>・今回の幾春別川総合開発事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・同細目においては、「(略)目的(洪水調節、新規利水(略)、流水の正常な機能の維持等)別に検討を行う。」と規定されており、これに基づき各目的別に検討を行っています。</p> |

表 6.2-13 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.7.11～H23.8.10】

No.13

| 意見 番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------|---|--|
| 流05 | <p>幾春別川総合開発事業への賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムかさ上げをすみやかに行う。 ・ダム計画を早期に実現して欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の幾春別川総合開発事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 |

6.3 意見聴取

今後、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。